

議案第14号

北名古屋市手数料条例の一部改正について

北名古屋市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和2年2月26日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、住民基本台帳法の一部改正に伴い、消除した住民票及び戸籍の附票に係る規定の整備を行うため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市手数料条例の一部を改正する条例

北名古屋市手数料条例（平成18年北名古屋市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表の2住民基本台帳法関係手数料の表事務の欄中「住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日自治振第150号）第2-3-(3)」を「住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項又は第4項の規定」に、「住民基本台帳事務処理要領第2-3-(3)」を「住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項又は第4項の規定」に、「住民基本台帳法第20条第1項」を「住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項」に、「若しくは附票」を「又は附票」に、「戸籍の附票に記載をした事項に関する証明書」を「住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定に基づく消除した戸籍の附票の写し又は附票に記載されている事項を記載した書類」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。